

漁業近代化資金について

【制度の仕組み】

- ・ 系統融資機関（漁協、農林中金）が漁業者の方に対して漁船、漁具、養殖施設等の施設資金を一定の条件のもとに融通した場合、融資機関に対して県が利子補給を行います。
この利子補給を行うことで、低利での借入れが可能になっています。

【目的】

- ・ 漁業者の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資すること。

【資金の内容】

- ・ 中小漁業者等の漁業経営の近代化に必要な施設・設備資金（有利子）

利率（変動）：H25.8.19現在 * 6号、7号は漁協

資金の種類（対象事業）	貸付利率 %/年	償還期限 （据置期間）
（1号資金）：漁船の建造・取得又は改造 改造の場合で船体以外の部分のみに係るもの （20t以上）	1.2 (1.2)	15年(3) 7年(2)
（2号資金）：水産加工施設、漁船漁具保管修理施設、 製氷冷凍施設等 養殖池、養殖作業舎	1.2	15年(3)
（3号資金）：漁場改良造成用機具、水産物等運搬用機具等	1.2	7年(2)
（4号資金）：漁具、養殖いかだ等各種養殖施設	1.2	5年(2)
（5号資金）：水産動植物種苗（育成期間1年以上）の購入・ 育成	1.2	5年(2)
（6号資金）：漁業者研修施設等の取得	1.2	20年(3)
（7号資金）：1～6号以外で農林水産大臣が指定する資金 （漁協等が共同利用に供する船舶の取得等）	1.2	15年(3)

※ 修繕費など原状回復に要する費用は対象外となっています。

ただし、使用可能期間を延長させる、又は、固定資産の価格を増加させる修繕、改良等は対象となります。

※ 償還期間は、機器の耐用年数以内（中古品は、メーカー等の耐用証明が必要）です。

※ 貸付利率は変動しますので、金利一覧表等で最新の利率をご確認ください。

- 【貸付対象者】
1. 漁業を営む個人、法人（従業者の数が300人以下）
 2. 水産加工業を営む個人、法人（従業者の数が300人以下）
 3. 漁業生産組合
 4. 漁業協同組合
 5. 水産加工業協同組合
 6. 漁業協同組合連合会

【貸付限度額】 ※既借受残高との合計額で判断します。

・ 20ト以上の漁船資金	3億6千万円
・ 水産養殖業者（法人）	1億8千万円
・ 2以上の複合経営	1億5千万円
・ 漁船漁業者で20ト未満の漁船、施設資金	}.....	9千万円
・ 水産養殖者（個人）の養殖施設資金		
・ 水産加工業者（法人、個人）の加工施設資金		
・ その他の漁業を営む個人	1千8百万円
・ 漁協、漁連の共同利用施設	12億円

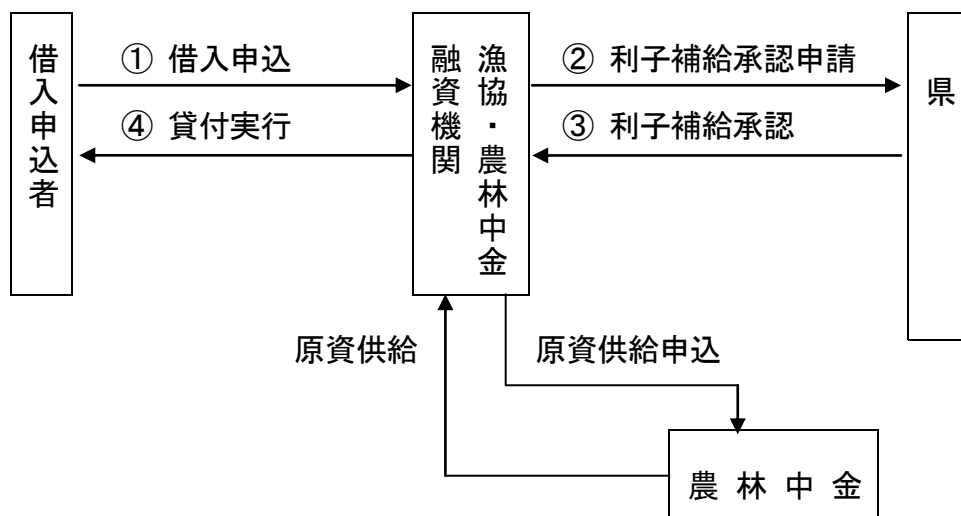
【融資率】 対象事業費の80%以内

- 【担保等】（融資機関である農林中金、漁協の審査で決定）
- ・ 原則：連帯保証人（2人以上）の提供：漁協の区域内
物的担保の提供
 - ・ 必要に応じて漁業信用基金協会の債務保証

【借入手続き】

（漁協が融資機関の場合）

- ① 借入希望者は借入申込書及び漁業信用基金協会（以下「漁信基」という。）あての債務保証委託書を漁協に提出します。
- ② 漁協は借入申込書の内容を審査のうえ、貸付けに対する諾否を決定し（理事会において審査を行う）、利子補給承認申請書を漁連を經由して県へ提出します。それとともに、債務保証委託書に漁協の意見を付した債務保証協議書を漁信基へ提出します。
なお、農林中金からの転貸による貸付けの場合は、その原資供給について漁協と農林中金で協議を行います。
- ③ 県は内容を審査のうえ、利子補給の諾否を行い、漁協、農林中金、漁信基、漁連へ通知します。
- ④ 漁協はこれらの決定に基づき、貸付けを実行します。
- ⑤ 貸付実行後、漁協は貸付実行報告書を県に提出します。さらに、借入者が事業を完了した場合は事業完了報告書を提出します。



【利子補給に関する手続】

- ・ 上期と下期の年2回、融資残高に応じて利子補給を行います。融資機関は、上期と下期に利子補給金明細書を県に提出し、申請を行います。
- ・ 利子補給率については、承認時の利率が償還完了まで適用されます。